## 地域包括ケア入院医療管理料1・2・3・4 (いずれかに〇)等の 施設基準に係る届出書添付書類

		病 棟 名			
当該病床届出病棟 〔一般 · 療養〕		当該入院医療管理 病床数及び病室番号		(	床 号室)
		数病床数(上記を含む)			床
		看護職員配置加算に係る届出			
		看護補助者配置加算に係る届出			
		看護補助体制充実加算			
		看護職員夜間配置加算に係る届出			
		「注2」に規定する点数の届出			
		A317 特定一般病棟入院料の「注7」に 規定する点数の届出			
		許 可 病 床 数			床
	入退院支援》	及び地域連携業務を担う部門の設置			
	適切な意思決	定支援に係る指針を定めていること			
第二	次救急医療機関又は	枚急病院等を定める省令に基づく認定された救急病 院	□ 該当		非該当
救急	魚外来を設置している	こと又は24時間の救急医療提供を行っていること	□ 該当		非該当
		里学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 般病棟入院料の場合は専任でよい)	(いずれかにO) 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士	(専従となっ	た年月: 年
	当該入院医療管	理病室部分の面積		(1 床当たり面積	m <sup>*</sup> 責 m <sup>*</sup> )
		入院患者延べ数(算出期間(1か月) 年 月) 配置加算届出医療機関のみ)			名
当該病		知症等の患者の延べ数 配置加算届出医療機関のみ)			名
棟 •		患者の割合(②/①) 夜間配置加算届出医療機関のみ)			%
入院医		における退院患者数 年 月 日~ 年 月 日)			名
療		(1) 在宅(自宅及び居住系介護施設等)			名
療管理届		(2) 介護老人保健施設			名
出	内訳	(3) 有床診療所			名
病床の状況		(4) うち、別添2の第3の5の(1)のイ の(イ)に該当する病床			名
		(5) (1)~(4)を除く病院、診療所			名
		における転棟患者数 年 月 日~ 年 月 日)			名
		出した患者の割合 ))/(③+④)			%
状況 医療機関の	□ 在宅療養後 □ 都道府県が □ 救急病院等	援病院の届出 方支援病院の届出を行っており、在宅患者の直 作成する医療計画に記載されている第二次救急 を定める省令に基づき認定された救急病院であ テーションが当該保険医療機関と同一の敷地内	医療機関 ること。		Ł

┍╌╘╸╅ӝ╴╸╨╴╸╸╸			着工予定	年	月		
廊下幅の基準を満たさない場合における大規模改修等の予定				完成予定	年	月	
入院医療管理料1・3に係る要:	当該病棟の状況	5	直近3月間における当該病棟の入院患者 延べ数 (算出期間 年 月 日~ 年 月 日)				名
		6	⑤のうち自宅又は有料老人ホーム等から 入棟した患者数				名
			自宅等から入棟した患者の占める割合 (⑥/⑤)				%
		直	近3月間における自宅等からの緊急入院患 者の受入患者数				名
	医療機関の状況(いずれか2つ)		直近3月間における在宅患者訪問診療料 の算定回数				回
			直近3月間における当該医療機関での在 宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住 者訪問看護・指導料又は精神科訪問看 護・指導料Iの算定回数				回
			直近3月間における同一敷地内又は隣接する敷地内の訪問看護ステーションでの訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護 基本療養費の算定回数				回
			直近3月間における在宅患者訪問リハビ リテーション指導管理料の算定回数				回
件		ず れ か 訪問介護、訪問 2 ション、介護予		訪問介護			
			訪	訪問看護			□
			訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問看護又は介護予防 訪問リハビリテーションを提供している	訪問リハビリ テーション			回
			□ 施設が同一の敷地内又は隣接する敷地内 にあること。 (直近3月間における提供実績を記載)	介護予防訪問看 護			回
				介護予防訪問リ ハビリテーショ ン			回
			直近3月間における退院時共同指導料2 又は外来在宅共同指導料1の算定回数				回

入院医療管理料	(療養病床の場合は必ず全て(療養病床の場合は必ず全て		⑦ 直近3月間における当該病棟の 入院患者延べ数 (算出期間 年 月 日~ 年 月 日)		名
		8	⑦のうち自宅又は有料老人ホーム等から 入棟した患者数		名
			自宅等から入棟した患者の占める割合 (⑧/⑦)		%
			直近3月間における自宅等からの緊急入 院患者の受入患者数		名
2			直近3月間における在宅患者訪問診療料 の算定回数		口
4に係る	医療機関		直近3月間における当該医療機関での在 宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住 者訪問看護・指導料又は精神科訪問看 護・指導料Iの算定回数		回
要件(い			直近3月間における同一敷地内又は隣接する敷地内の訪問看護ステーションでの訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護 基本療養費の算定回数		回
ずれ			直近3月間における在宅患者訪問リハビ リテーション指導管理料の算定回数		口
か	の 状			訪問介護	
1つ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテー	訪問看護	□
	<i>"</i>		ション、介護予防訪問看護又は介護予防	訪問リハビリ	□
			訪問リハビリテーションを提供している 施設が同一の敷地内又は隣接する敷地内 にあること。	<u>テーション</u> 介護予防訪問看 護	回
			(直近3月間における提供実績を記載)	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン	
			直近3月間における退院時共同指導料2 又は外来在宅共同指導料1の算定回数		□
データ提出加算の届出 (適合する場合☑)		<u>ዜ</u>	□ 既届出	□ 今回届出	
入退院支援加算 1			□ 既届出  □    □	今回届出 口 届出なし	
疾患別リハビリテーションの 届出(該当の区分に〇)			心大血管疾患リハビリテーション料 (I 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I 運動器リハビリテーション料 (I) (Ⅱ 呼吸器リハビリテーション料 (I) がん患者リハビリテーション料	) (II) (III)	

## 〔記載上の注意〕

- 1 届出に係る病棟ごとに記入すること。
- 2 届出に係る病棟ごとに様式9を記載し添付すること。
- 3 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、 所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤理学療法士、非常動作業療法士又は非常勤言語聴覚士 を組み合わせて配置している場合には、当該従事者の氏名の後に「(常勤換算)」と記入すること。
- 4 当該入院医療管理病床の平面図(面積等がわかるもの)を添付すること。
- 5 医療機関の状況については、各区分に該当することがわかる書類を添付すること。
- 6 注2に規定する点数に係る病室は、別紙2に掲げる地域に所在する保険医療機関(特定機能病院、許可病床数が400床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期一般入院料1のみを届け出ている病院を除く)において、届出が可能である。
- 7 A317特定一般病棟入院料の注7に係る病室の届出を行う場合は、『A317 特定一般病棟入院料の「注7」に規定する点数の届出』の口に「レ」を記入し、『「注2」に規定する点数の届出』は記入しないこと。
- 8 適切な意思決定支援に関する指針に関する資料については、添付不要である。
- 9 看護職員配置加算、看護補助者配置加算、看護補助体制充実加算又は看護職員夜間配置加算を届け出る場合は様式13の 3を添付すること。